

ターミナル内では以下のルールを守りましょう!!

ヘルメット着用・あごひももしっかりと!

ゲートで停止時はアイドリングストップ!

ロック・アンロックは定められた場所で!

重要注意事項

■デリバリーポイント

キャリアでは安全を確認のうえ降車しフットマークで待機する。

テナーでは降車しない 運転席から合図を出す。

道路にゴミのポイ捨て等、マナー違反はやめましょう!

シャーシの違法駐車はやめましょう。

違法駐車は他の事故の原因につながる可能性があります。

ターミナル搬入・空バン返却時の並びにおいて各企業出入り口及び交差点付近では、一般通行車両安全確保のための車間距離を空けてください。

一旦停止標示の遵守



ターミナル内の制限速度は25km/h



ターミナルでツイストロックが掛からない場合は、ターミナル毎に積み直し手順がありますので申し入れをし積み直してください。

コンテナターミナル作業安全基準 (抜粋)

第25条 (トレーラー)

- ①構内入構時には、必ず安全帽を着用しなければならない。
- ②前23条第一項に準じ、基本的な点検のほか、装置についてはシャーシとの連結部、コンテナのロック部等を入念に点検しなければならない。
- ④ヤード内を走行する場合は、運転の基本を守り歩行者その他障害物に注意すると共に、特に作業機器の動きには充分注意し、それ等の運行を妨げてはならない。
- ⑤コンテナの積み卸しに際しては、コンテナのロック、アンロックを確認した後、次の行動に移らなければならない。
- ⑥コンテナの搬入及び搬出
 - a. 搬入搬出共ロック、アンロックは必ずゲートにて行い、ヤード内で行ってはならない。従ってヤード内の走行は制限速度を守りカーブや急停車等でコンテナが転倒しないよう充分注意しなければならない。
 - b. ヤード内では運転者は、下車しないこととするが、やむを得ない事情で下車する際は、作業機器及び他の車輛が接近している場合は、自己の所在を相手に確認させた後、注意しながら行動しなければならない。
 - c. デリバリーポイントでの受け渡しについては、運転者は下車し指定されたフットマークにて、待機しなければならない。
 - d. ゲートチェックに際しては所定の位置に停車し、サイドブレーキをかけエンジンを停止し、チェック終了後は遮断機等周囲の安全を確認し、発車しなければならない。
 - e. ヤードの搬入搬出の順路及びコンテナの受け渡し場所は、別に定める案内略図に従うものとする。尚、本船荷役中或は第13条雑作業中はその妨げにならないよう注意して行動しなければならない。